

福知山市商工会

中小企業等復興支援事業（京都府） 及び

中小企業者災害復旧緊急支援事業（福知山市）

1 事業目的

本事業は、7月豪雨で被災された中小企業者等に対し、被災した生産設備等の更新等に要する経費の一部を補助し、早期の事業再開等を支援することを目的とします。

2 補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、被災日時以降に着手し、下記期日までに完了する事業です。

- ・京 都 府：平成31年2月28日（木）まで
- ・福知山市：平成31年3月29日（金）まで

3 補助事業者

※中小企業等復興支援事業（京都府）

京都府内事業所を有する中小企業等

※中小企業者災害復旧緊急支援事業（福知山市）

福知山市内で事業を営む中小企業者

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	常時使用する 従業員の数	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下	20人以下
卸売業	100人以下	1億円以下	5人以下
小売業	50人以下	5,000万円以下	5人以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下	5人以下

4 補助対象事業

本事業は、7月豪雨により被害を受けた設備等の更新等を対象とします。

[補助対象とならないもの]

同一事業について、国、京都府、福知山市等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合（ただし、中小企業等復興支援事業（京都府）と中小企業者災害復旧緊急支援事業（福知山市）の併給は除きます。）

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費とします。
ただし、保険金が支払われる場合は、対象経費から差し引くものとします。

京都府

※中小企業等復興支援事業

[大規模な設備更新の対象経費に含まれるもの(例)]

- ・建物(工場、事務所、倉庫)及び附属設備(電気・給排水・冷暖房設備、間仕切り、建物の全部又は一部を特殊室にするための施設等)の修繕
- ・構築物、機械装置(付属の工具備品も含む)、車両運搬具、備品の購入費等

[小規模な機器の修繕等の対象経費に含まれるもの(例)]

- ・機械、屋根、床等の修繕及び店内清掃、什器備品類の買替え、土砂撤去・搬出、ゴミ廃棄処分費
- ・復旧セール開催経費及びチラシ印刷等

福知山市

※中小企業者災害復旧緊急支援事業

[対象経費に含まれるもの(例)]

- ・建物(工場、事務所、倉庫)及び附属設備(電気・給排水・冷暖房設備、間仕切り、建物の全部又は一部を特殊室にするための施設等)の修繕
- ・構築物、機械装置(付属の工具備品も含む)、車両運搬具、備品の購入費等

共通項目

[対象経費に含まれないもの(例)]

- ・土地の購入費
- ・労務費、借入れに伴う支払利息、公租公課(消費税など)、建物の登記費用・官公署に支払う手数料等
- ・飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用

6 補助率及び補助金額

支援内容		京都府	福知山市	合計
小規模な機器の修繕等		補助率 1/2以内 上限 10万円	—	—
大規模な設備更新等	H30被害のみ	補助率 15% 下限 10万円 上限 100万円	補助率 15% 下限 10万円 上限 100万円	補助率 30% 上限 200万円
	H29、30連災	補助率 25% 下限 10万円 上限 150万円	補助率 20% 下限 10万円 上限 150万円	補助率 45% 上限 300万円

※合計での支給を希望される場合でも、京都府の手続きの他に、別途福知山市で申請手続きが必要となります。それぞれの申請毎に適用補助率にて下限額と上限額を算出しますので、対象経費の金額の範囲にはご注意ください。

※補助金は、予算の範囲内で交付されますので、採択されても希望された金額の全額が交付されるとは限りません。

7 申請手続等

(1) 提出書類

次の書類の原本及びそのコピーを各1部提出してください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 災（被災者）証明書の写し
(H29年に被災の方は、H29年のり災（被災）証明も添付してください。)
- ③ 更新前設備の写真等
- ④ 対象設備等の見積書等の写し（金額の内訳がわかるもの）
- ⑤ 対象設備等の設備予定場所の位置図
- ⑥ 納税証明書（課税がない方は市税納付状況を確認する承諾書）【福知山市】

(2) 申請の受付・問い合わせ

申請書は、福知山市商工会に提出してください。（郵送不可）

電話 本所 56-5151
三和支所 58-3667
夜久野支所 37-0001

(3) 事業実施期間

京都府

平成30年7月7日（土）～平成31年2月28日（木）（厳守）

福知山市

平成30年7月7日（土）～平成31年3月29日（金）（厳守）

(4) 受付期間

平成30年7月9日（月）～平成30年10月31日（水）（厳守）

(5) 結果通知

結果につきましては、福知山市商工会（中小企業者災害復旧緊急支援事業については福知山市）から申請者あて文書により通知します。

8 補助金の支払い

事業終了後、15日以内に実績報告書を提出してください。実績報告書の提出があった場合は、すみやかに補助事業完了検査を行い、検査に合格したものについて補助金をお支払いします。

検査の実施にあたって、証拠書類として、原則として、発注書・請書等、納品書、請求書、振込明細書、領収書、事業の完了を確認できる写真等を提出していただきます（申請時に提出済のものは、除きます）。

補助金の支払いは、精算払いとします。（事業が早期に終了した場合は終了時期に応じ、支払いを行います。）

※実績報告書について、福知山市は事業終了後1ヶ月以内若しくは平成31年3月29日のいずれか早い日

※福知山市中小企業者復旧緊急支援事業は実施内容が変更となる場合がございます。

詳しくは福知山市産業政策部産業観光課（0773-24-7075）までご確認ください。